

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	健康づくり推進課

子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の一時的な差し控えについて

子宮頸がんとは

- ・子宮の入り口部分にできるがん。近年、20代、30代の若い女性に増加している。
- ・全国では、年間約9,800人が罹患し約2,700人が死亡する。当市では年間2～5名死亡している。

子宮頸がんの原因

- ・原因の90%以上に性行為によって感染するヒトパピローマウイルス(HPV)が関わっており、感染期間が長期にわたった場合に発病する。

子宮頸がん予防ワクチンの概要

- ・ワクチンの接種はヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するもので、すでに感染しているHPVを排除したり、子宮頸部の前がん病変やがん細胞を治す効果はない。
- ・ワクチンは、発がん性HPVの中でも特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されているHPV 16型とHPV 18型の感染を防ぐもので、海外ではすでに100カ国以上で使用されており、性行為開始前の10代前半(11～14歳)が接種推奨年齢となっている。
- ・感染を防ぐために3回のワクチン接種が必要で、発がん性HPVの感染から長期にわたってからだを守ることが可能。

1 ワクチン導入～任意接種～定期接種までの経緯

(1) 国等の動き

- ・平成21年9月 世界保健機関(WHO)が、世界全体でのHPVワクチン使用の推奨を勧告。
- ・平成22年10月 厚生労働省の予防接種部会が、WHOの勧告なされたことや、子宮頸がんによる死者が多いこと、HPVワクチンの有効性が高いことなどから、定期接種にすべきとの意見書を国に提出。
- ・平成22年11月 国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として任意接種を開始。
- ・平成24年5月 厚生労働省の予防接種部会において、25年度以降も円滑な接種が行えるようにするため、最優先で定期接種にすべきとの提言がなされる。
- ・平成25年4月 予防接種法に基づく定期接種となる。

(2) 当市の状況

- ・平成23年2月1日から全額公費負担での接種を開始。
- ・平成23年2月1日から平成25年6月30日までの延接種回数(7月10日報告分まで): 15,874回
- ・副反応報告数: 3件(意識消失発作、悪心、頭痛、嘔吐、倦怠感などいずれも1日から数日で回復)

各種予防接種の位置づけ（平成25年4月1日現在）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(予防接種法に定めのあるもの)</p> <p style="text-align: center;">定期接種 実施主体：市</p>	<p>A 類疾病 11 疾患・全額公費負担</p> <p>目的：<u>発生及びまん延を予防</u> 接種対象者に努力義務あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ジフテリア・百日せき・破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん 風しん・日本脳炎・BCG * 子宮頸がん予防ワクチン * ヒブワクチン * 小児用肺炎球菌ワクチン</p> </div> <p>(*平成25年4月1日に定期予防接種に追加された)</p>	<p>B 類疾病 1 疾患・一部公費負担</p> <p>目的：<u>個人の発病又はその重症化を防止</u> 接種対象者に努力義務なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>季節性インフルエンザ (65歳以上の高齢者のみ)</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(予防接種法に定めのないもの)</p> <p style="text-align: center;">任意接種</p>	<p style="text-align: center;">10 疾患・全額自己負担</p> <p>効果：<u>感染症の発症を予防</u> 接種対象者に努力義務なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>季節性インフルエンザ（65歳未満）・おたふくかぜ・水痘・B型肝炎 肺炎球菌・A型肝炎・ロタウイルス・黄熱・狂犬病・ワイル病</p> </div>	

2 接種勧奨差し控え勧告に至る経過

平成25年3月29日（金）子宮頸がんなど3ワクチン接種を定期接種の対象に追加する改正予防接種法が参院本会議で賛成多数で可決、成立し、4月1日に施行される。

- ・子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応について、厚生労働省は「注射針を刺すことが影響している可能性がある。中止するほどの重大な懸念はない」との見解を示した。

平成25年5月16日（木）「第1回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部安全調査会（合同会議）」が開催される。

- ・子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告について審議。
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後に長期的な痛みやしびれを訴える人が相次いでいることから、さらに情報を収集した上で改めて審議することとされる。

平成25年6月14日（金）「第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部安全調査会（合同会議）」が開催される。

- ・子宮頸がん予防ワクチンの副反応について改めて審議した結果、今後ワクチンと痛みなどとの因果関係が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、接種を積極的に勧奨すべきではないとの結論が出される。

平成25年6月14日の合同会議の審議結果を受け、厚生労働省が同日付で各都道府県知事宛に以下のとおり勧告する。

- 1 接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること。
- 2 定期接種を中止するものではないため、希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は接種機会の確保を図ること。
- 3 市町村長は、管内の医療機関に対して、定期接種の対象者が接種のために受診した際、ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分説明した上で接種するよう周知すること。
- 4 市町村長は、管内の医療機関に対して、予防接種の副反応報告が適切に行われるよう改めて周知すること。
- 5 副反応症例について、国の調査会が調査を実施し、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する。

3 市の対応

時間	国、県の状況	市の対応
6月14日(金) 20:38	国から県を通じて「定期接種の中止ではなく、継続するものの積極的な接種の勧奨を差し控える」との第一報（メール）が入る。	
22:28 ~ 24:00	国から県を通じて、正式に「積極的な接種の勧奨を差し控える」との第二報（メール）が入る。 ・厚労省勧告文(各都道府県知事宛) ・保護者用リーフレット	医療機関へ緊急連絡（FAX）：75医療機関 ・積極的接種勧奨をしないこととなったこと、窓口で接種希望者に十分な説明をしていただきたいこと等を連絡 報道機関へ情報提供（FAX）
6月15日(土) 8:30~		医療機関へ電話連絡（FAX到着の確認） 医療機関へ厚労省からの勧告文、保護者用リーフレットを郵送 市議会へ報告 その他関係者へ連絡
6月17日(月)		保護者宛に文書を送付：1,432通 ・積極的な接種勧奨の中止等をお知らせし、有効性とリスクを説明した保護者用リーフレット同封
6月18日(火)		市ホームページに掲載 市民からの問い合わせに随時対応。

4 今後の対応

- ・国や県から随時情報収集を行い、広報やホームページにより情報提供を行う。